

■福岡市グリーンビル促進事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 福岡市グリーンビル促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、福岡市緑地保全と緑化推進に関する条例（昭和49年福岡市条例第32号。以下「条例」という。）第30条、同条例施行規則（昭和49年福岡市規則第52号。以下「施行規則」という。）第14条及び福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号。以下「交付規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、民有地において視認性の高い緑化を行う者に対して費用の一部を補助することにより、企業や市民との共働で花やみどり豊かなまちづくりを推進することを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「補助事業」とは、補助金の交付の対象となる緑化事業をいう。
- (2) 「補助事業者」とは、補助事業を行うことを目的として、市長に補助金の交付申請をし、交付の決定を受けた者をいう。
- (3) 「民有地」とは、国、地方公共団体若しくはその他の公共団体又はこれらの者に準ずる者の所有でない土地のことをいう。
- (4) 「都心部」とは、福岡市都市計画マスタープランに示されたエリア（天神、博多駅、博多ふ頭・中央ふ頭を中心として、東は御笠川、南は百年橋通り、西は大正通りに囲まれたエリア）をいう。
- (5) 「商業系施設」とは、業務施設、商業施設、宿泊施設、商業系用途複合施設、その他これらに類するものをいう。
- (6) 「共同住宅等」とは、共同住宅、店舗等併用共同住宅、その他これらに類するものをいう。
- (7) 「公開性」とは、広く一般の人が常時立ち入ることができる状態をいう。ただし、防犯上又は安全上の理由によりやむを得ない場合は、立ち入る時間帯を限定することができる。
- (8) 「視認性」とは、公道や公開性のある場所から視認できる状態をいう。
- (9) 「必須緑化」とは、視認性のある「空地緑化」、「建物緑化」のことをいう。
- (10) 「空地緑化」とは、敷地内の空地における緑化をいう。
- (11) 「建物緑化」とは、敷地内の「壁面緑化」、「その他緑化」のことをいう。
- (12) 「壁面緑化」とは、建築物の外壁面や前面で、上部に構造物がない部分の緑化をいう。ただし、灌水施設の設置や日照の確保など、植物が適切に生育できる環境を整えた場合は、上部に構造物がある部分を含むことができる。
- (13) 「その他緑化」とは、建築物のバルコニーおよびその他これに類するものに行う緑化をいう。
- (14) 「効果促進緑化」とは、必須緑化と併用することで、相乗的に効果を促進する「屋内緑化」、「花壇整備」のことをいう。
- (15) 「屋内緑化」とは、建築物内部の公開性のある場所において、植栽の長期間継続した育成に必要な緑化基盤がある緑化をいう。
- (16) 「花壇整備」とは、視認性のある場所への花壇整備のことをいう。
- (17) 「ベランダ緑化」とは、建築物のベランダその他これに類するものに行う緑化をいう。
- (18) 「樹木等」とは、「高木」、「中木」、「低木」、「芝等」のことをいう。
- (19) 「高木」とは、しゅん工時の高さが2.5メートル以上の樹木をいう。
- (20) 「中木」とは、しゅん工時の高さが1メートル以上2.5メートル未満の樹木をいう。
- (21) 「低木」とは、しゅん工時の高さが0.4メートル以上1メートル未満の樹木をいう。
- (22) 「芝等」とは、芝、地被類又は多年生草本（タケ・ササ類を含む。）のことをいう。
- (23) 「市内中小企業者」とは、福岡市中小企業振興条例（平成29年福岡市条例第46号）第2条第1項に規定するものをいう。

(補助対象事業)

第4条 補助事業の対象となる事業は、別表1、2に定める基準を満たすもののほか、次の各号に定めるものとする。

- (1) 福岡市内の民有地であること。
 - (2) 建築基準法、都市計画法及びその他関係法令に適合している敷地・建築物であること。
 - (3) 建築基準法に基づき、緑化しても荷重及び安全性が確保される敷地・建築物であること。
申請者は、市長が必要と認める場合は、その確認書類を提出するものとする。
 - (4) 国、地方公共団体その他の公共的団体又はこれらに準ずるものが所有する敷地・建築物でないこと。
 - (5) 本事業で補助対象となる緑化が他の助成等を受けていないこと。
 - (6) 申請の年度内に当該補助事業の完了が見込まれるもの。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業には、補助金を交付しない。
- (1) 緑化工法や緑化資材の営業を目的としているもの。
 - (2) 法令等により緑化を義務付けられているもの。ただし、基準を超える部分の緑化については、補助の対象とする。
 - (3) 本補助事業による助成を受けたことのある敷地等における緑化事業。ただし、別表2の項目6の場合はこの限りではない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表2のとおりとし、予算の範囲内で市長が決定し交付する。

- 2 前項の規定により算出した補助金額が1,000円以上で、かつ、当該額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額とする。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、次の各号に掲げる経費とする。（別表3）

- (1) 緑化に係る基盤整備及び灌水施設の工事費
 - (2) 緑化に係る基盤整備及び灌水施設に要する材料、土壌並びに樹木等の購入費
 - (3) 樹木等の植栽費
 - (4) 前各に掲げる緑化施設の整備に付随する諸経費
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、対象としない。
- (1) 一年草や菜園等による緑化
 - (2) 既存樹木の植替えによる緑化

(補助対象者)

第7条 この要綱に基づき、補助金の交付の対象となる者（以下、「補助対象者」という）は、補助事業を行おうとする者であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、国、地方公共団体若しくはその他公共団体又はこれらの者に準ずる者を除く。なお、補助対象者は公募により募集する。

- (1) 補助事業を行う当該建築物の所有者若しくは建築主又は土地の所有者
 - (2) 前号に定める者（別表2の項目6の場合は、管理会社もしくは管理組合、その他これらに類するもの）から承諾を得た者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、対象としない。
- (1) 第8条で定める暴力団の排除規定に該当する者
 - (2) 本市の市税を滞納している者

(暴力団の排除)

第8条 市長は、福岡市暴力団排除条例（平成23年福岡市条例第30号。次項において「暴排条例」という。）第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

- 2 市長は、補助金の交付の申請をした者（第4項において「申請者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

る。

- (1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員
- (2) 法人でその役員のうちに前号に該当する者のあるもの
- (3) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 市長は、補助事業者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者又は補助事業者に対し当該申請者又は当該補助事業者（法人であるときは、その役員）の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

（補助金の交付の申請）

第9条 補助金の交付を受けようとする者は、補助事業の着工前に、別に定める補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる図書を添付し、市長に交付申請しなければならない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 位置図
- (3) 収支予算書（第3号様式）
- (4) 工事費見積書（写）若しくはそれに類するもの又は設計書（写）
- (5) 緑化関係図

ア 敷地平面図及び建物等配置図

なお、別表2の項目6の場合は提出を必須としない。

イ 緑化場所の位置図及び平面図、緑化求積図、植栽計画図及び断面図並びにその他必要な施設図等

(6) 施工前写真 ただし、申請時に対象の建築物等が未完成の場合には、実績報告書に添付することができる。

(7) 別表2の項目2又は項目3の壁面緑化、その他緑化を実施する場合、対象の建築物が建築基準関係規定に適合していることを証する検査済証（写）又は確認済証（写）。

(8) 第7条第1項第1号に該当する者の承諾書（第7条第1項第2号の者が申請する場合）

(9) その他市長が必要と認める書類

2 補助対象者は、前項に定める申請書を提出するにあたって当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金の仕入れに係る消費税相当額が明らかでない場合については、この限りではない。

3 第1項第4号の見積書については、市内中小企業者から徴収するよう努めなければならない。

（補助金の交付の決定等）

第10条 市長は、補助金交付の申請があったときは、当該申請に係る書類及び必要に応じて行う現地調査等によりその内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、別に定める補助金交付決定通知書（第4号様式）により、速やかにその旨を申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、補助金を交付することが不適当であると認めたときは、別に定める補助金不交付決定通知書（第5号様式）により、速やかにその旨を申請者に通知するものとする。

（補助金の交付の条件）

第11条 市長は、補助金の交付を決定する場合において必要があると認められるときは、補助金の交付の目的を達成するために必要な限度において、条件を付することができる。

2 補助事業者は、次の事項に配慮して本補助事業を行うものとする。

(1) 将来にわたり樹木等が良好に生育するよう、日照及び良好な土壌環境の確保等に配慮すること。

(2) 近隣への日照障害、枝葉の越境回避等周辺環境に悪影響を及ぼさないようにすること。

3 補助事業者は、第 14 条の規定による補助金額確定の通知日から第 22 条の規定による期間は樹木等の育成管理に努めなければならない。本補助事業の完了後に当該緑化施設を所有する者についても、同様とする。

(補助事業の内容の変更等)

第 12 条 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとする場合又は補助事業を廃止しようとする場合は、速やかに別に定める、変更・廃止承認申請書（第 6 号様式）に関係図書（変更しようとする場合に限る。）を添付して申請し、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、別に定める変更・廃止承認通知書（第 7 号様式）により、その旨を申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の審査の結果、承認することが不適当であると認めたときは、別に定める変更・廃止不承認通知書（第 8 号様式）により、その旨を申請者に通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第 13 条 補助事業者は、補助事業のうち、別表 1 の項目 1 から項目 6 による事業が完了したときは、速やかに別に定める実績報告書（第 9 号様式）に、次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 収支決算書（第 3 号様式）

(2) 請求書（写）若しくはそれに類するもの又は契約書（写）

なお、別表 2 の項目 6 において、プランターで緑化する場合は提出を必須としない。

(3) 補助事業施工中及び完了写真

(4) 補助事業に関わる領収書（写）又は支出を証する書類（写）。

ただし、実績報告時での提出が困難である場合は、補助金支払請求時に添付することができる。

(5) その他市長が必要と認める書類

2 第 9 条第 2 項のただし書きに基づき交付の申請をした補助事業者は、前項に定める実績報告書を提出するに当たって、本補助金の仕入れに係る消費税相当額が明らかになった場合には、これを補助額から減額して報告しなければならない。

3 第 9 条第 2 項のただし書きに基づき交付の申請をした補助事業者は、前項に定める実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金の仕入れに係る消費税相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合は、その金額が減額した額を上回る部分の金額）を消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式 10 号）により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

(補助金額の確定)

第 14 条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、当該実績報告書及びその添付図書の内容又は完了検査により審査し、補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定して、別に定める補助金額確定通知書（第 11 号様式）により、その額を補助事業者に通知するものとする。

(是正のための措置)

第 15 条 市長は、前条の規定において、その報告内容又は完了検査による審査の結果、補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業について、これに適合させるための措置をとるべきことを補助事業者に対して指示することができる。

(補助金の請求)

第 16 条 補助金の支払を受けようとする補助事業者は、第 13 条の規定による通知を受けたときは、

速やかに別に定める補助金支払請求書（第 12 号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の支払の請求があったときは、速やかに当該補助金を支払うものとする。

（指示書の通知）

第 17 条 市長は、故意又は重大な過失により、補助金交付の決定の内容又はこれに付した条件が遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、別に定める業改善指示書（第 13 号様式）によって管理状況の改善を指示することができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに別に定める改善回答書（第 14 号様式）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第 18 条 市長は、補助事業者が次のいずれかに該当するときは、補助金交付の決定の内容の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定や交付を受けたとき
- (2) この要綱、又は交付決定あるいは確定の内容に違反したとき
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき
- (4) 補助を受けた緑化施設を故意に破壊又は緑化施設以外の用途に転用したとき
- (5) 前各号のほか、市長が不相当と認める事由が生じたとき

- 2 前項の規定は、第 13 条の規定により補助金の額が確定した後においても適用するものとする。
- 3 市長は、第 1 項の規定による取消しを行ったときは、別に定める補助金交付決定内容取消通知書（第 15 号様式）により、その旨を補助事業者へに通知するものとする。

（補助金の返還）

第 19 条 市長は、前条第 1 項の規定により補助金交付の決定の内容を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定め、別に定める補助金返還請求書（第 16 号様式）により、その返還を求めなければならない。

- 2 補助事業者は、前条の規定による通知を受けたときは、補助金返還請求書に規定された期限内に補助金の返還を行うものとする。

（補助事業者の責務）

第 20 条 補助事業の申請を行った補助事業者は、第 13 条の規定による補助金額確定の通知日から、第 22 条の規定による期間は当該緑化施設を保全するよう努めなければならない。

- 2 補助事業者は、樹木等を常時良好な状態に保ち、適切な維持管理に努めなければならない。
なお、補助金交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反する可能性が生じた場合は、市長と協議を行うものとする。
- 3 補助事業者は、補助事業の維持管理状況等について市長から報告を求められたときは、速やかに、別に定める維持管理状況報告書（第 17 号様式）により、市長に報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、補助事業者の変更があった場合は、別に定める補助事業者変更届出書（第 18 号様式）により市長に届け出なければならない。

（広報・普及啓発への協力）

第 21 条 本市の緑化事業の普及啓発のため、写真提供等の要請があった場合には協力をすること。
また、補助事業者は、本事業を活用して実施した旨の分かる表示を掲出すること。

（財産処分の制限）

第 22 条 市長が定める期間は、第 13 条の規定による補助金額確定の通知日から、別表 2 の項目 1～5 の場合は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に定められた期間、別表 2 の項目 6 の場合は原則 5 年とする。

(関係書類の保存期間)

第 23 条 市長が定める関係書類の保存期間は、第 13 条の規定による補助金額確定の通知日から 5 年とする。

(その他)

第 24 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、住宅都市みどり局長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱は、令和 11 年 3 月 31 日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。